

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

秋田市は、秋田県の沿岸中央部に位置し、東西約43キロメートル、南北約46キロメートルで約900平方キロメートルの広さを有する。日本海に面し、市内を雄物川などの河川が流れており、下流部にあたる秋田平野に建物や人口が集中している。一方、東側は太平山などの山地となっている。

平成17年1月に河辺町、雄和町を編入し、現在の地域となった。

② 秋田商工会議所・河辺雄和商工会の区分

旧秋田市には秋田商工会議所、旧河辺町には河辺町商工会、旧雄和町には雄和町商工会が経済団体として活動していたが、平成16年に河辺町商工会と雄和町商工会が合併し河辺雄和商工会が誕生。翌17年に秋田市、河辺町、雄和町の3行政が合併した後も従前の管轄地域をそれぞれ区分して地域事業者の支援を行っている。

③ 想定される災害リスク

【洪水：秋田市洪水ハザードマップ】

秋田市は、南部に奥羽山脈を源とする雄物川が流れ、その流域河川である岩見川、太平川、旭川、新城川のほか多くの小河川により秋田平野を形成している。大規模な洪水が発生した場合、平野部の広い範囲で浸水し、市街地・商業地に大規模な被害が予想されることから、特に警戒が必要である。

秋田市洪水ハザードマップにおいて想定される頻度・雨量および各地域における浸水深は次のとおりである。

■想定される大雨の頻度と雨量

河川名	想定頻度	想定雨量
雄物川	1/1000年	350mm/48時間
岩見川	1/80年	260mm/24時間
太平川	1/100年	195mm/24時間
猿田川	1/50年	流域全体にピーク時68mm/1時間
旭川	1/100年	195mm/24時間
草生津川	1/50年	129mm/24時間
新城川	1/50年	流域全体にピーク時71mm/1時間

■上記想定で浸水したときに想定される水深

地域	水深
上北手(一部)	最大2m
大町(一部)、旭北(一部)、旭南(一部)、川元(一部)、川尻(一部)、山王(一部)、中通(一部)、南通(一部)、檜山(一部)、八橋(一部)	最大3m
新屋(一部)、下浜(一部)、下新城(一部)、上新城(一部)、岩見三内(一部)、和田(一部)、牛島(一部)、卸町(一部)、大住(一部)、仁井田(一部)、太平(一部)	最大5m
雄和神ヶ村(一部)、雄和新波(一部)、雄和左手子(一部)、雄和相川(一部)、雄和種沢(一部)	5m以上

【土砂：秋田市土砂災害ハザードマップ】

秋田市土砂災害ハザードマップでは、山間部は、地滑り、崖崩れ、土石流の土砂災害が発生する地域がある。

土砂災害警戒地域および土砂災害特別警戒地域は、市内に広く分布し、1,009カ所指定されており、特に北部～東部～河辺・雄和地区に多く見られる。

【地震：秋田市地域防災計画、J-SHIS】

秋田市地域防災計画では、秋田県が実施した地震被害想定調査に基づき、秋田市域において震度6弱以上の12パターン被害想定を示している。

この想定は、将来発生する地震を予期したものではなく、また発生確率は検討されていないものの、多くの仮定に基づいた震源モデルにより、震度分布、津波浸水域等を想定し、発生の可能性のある地震によって引き起こされる被害を具体的に予測している。

地震ハザードステーション（J-SHIS）による地震発生確率では、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、平野部の大部分が6～26%、その他の地域が3～6%となっている。

想定される地震による被害想定は次のとおりであり、ここでは、市内の最大震度である震度7を想定した被害について、被害数を抜粋する。

■想定される地震被害

想定地震	被害想定	
○天長地震 (M7.2)	全壊棟数	14,473 ～ 25,874 棟
	半壊棟数	27,330 ～ 36,274 棟
	炎上出火件数	16 ～ 81 カ所
	焼失棟数	32 ～ 3,847 棟
	死者数	333 ～ 1,502 人
	負傷者数	3,282 ～ 8,120 人
	断水人口	174,389 ～ 210,790 人
○北由利断層地震 (M7.3)	都市ガス供給支障人口	207,217 ～ 213,133 人
	LPガス供給支障人口	5,504 ～ 10,504 人
○天長地震・北由利断層連動 (M7.8)	停電世帯数	98,229 ～ 107,938 世帯
	固定電話不通回線数	2,600 ～ 8,531 回線
	携帯電話電通率	非常につながりにくい
	避難者数1日後最大	72,486 ～ 116,731 人
	避難者数4日後最大	82,157 ～ 124,697 人
	避難者数1ヶ月後最大	40,507 ～ 90,399 人
	災害廃棄物量	2,996,712 ～ 4,814,419 t

【津波：秋田市地域防災計画、秋田市津波ハザードマップ】

秋田市地域防災計画では、地震被害想定結果の中から津波被害を伴う5パターンを示している。更に、避難行動を「5分以内に全員が避難開始」、「5分後の避難者70%、15分後の避難者30%」、「5分後の避難者20%、15分後の避難者50%、危険切迫避難者30%」に区分し、被害を想定している。

秋田市津波ハザードマップでは、発生確率は低いものの、理論上考えられる最大クラスの津波を引き起こすとされる海域A+B+Cが連動する地震を想定し、津波の浸水域と浸水深等を示している。

浸水域は、沿岸部では標高10～12mの地域まで浸水するとされ、飯島～土崎～向浜の広い地域が浸水する。また津波は秋田運河、雄物川を遡上すると想定され、寺内～八橋～川尻～茨島地域まで浸水するとされている。

想定される津波に対する被害想定は次のとおりであり、ここでは、最大の被害を想定した「海域ABC連動」地震における「冬の深夜」の被害を「10分以内に全員が避難開始する。」（最小）～「10分後の避難者20%、20分後の避難者50%、危険切迫避難者30%」（最大）の被害数を抜粋する。

■想定される津波被害

想定地震		被害想定	
○海域A+B+C連動 (M8.7) 震度6強(秋田市) 冬の午前2時発生 ※冬期間の状況を考慮し、 避難行動開始時間を夏に比し 5分加えている。	死者数		1,753～4,595人
	負傷者数		3,123～8,818人
	うち重傷者数		305～2,241人
	道路 浸水 被害	0.3m未満	3,866m
		0.3m～1.0m	3,033m
		1.0m～2.0m	3,914m
		2.0m～5.0m	6,403m
		5.0m～10.0m	11,495m
10.0m以上		1,166m	
合計		29,877m	

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

①秋田商工会議所管内の事業所数

- ・商工業者数 14,496人
- ・小規模事業者数 11,963人

	商工業者等数	小規模事業者数
製造業	571	461
建設業	1,450	1,333
卸・小売業	4,101	3,026
サービス業	8,080	6,953
その他	294	190
合計	14,496	11,963

(令和2年3月31日現在)

② 河辺雄和商工会管内の事業所数

- ・ 商工業者数 561人
- ・ 小規模事業者数 513人

	商工業者等数	小規模事業者数
製造業	46	36
建設業	151	150
卸・小売業	149	138
サービス業	160	145
その他	55	44
合計	561	513

(令和2年4月1日現在)

(3) これまでの取組

【1】 秋田市の取組

① 地域防災計画の策定

昭和36年に施行された災害対策基本法第42条に基づき、昭和39年に「秋田市地域防災計画」を策定以来、必要に応じた修正を重ね、現在は平成31年3月の第20次修正版を運用している。

本計画では、秋田市における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策および復旧・復興対策について、秋田県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体および防災上重要な施設の管理者・事業者等および市民、企業等の「自助」・「共助」に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念として、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとしている。

② 国土強靱化地域計画の策定

平成25年に施行された国土強靱化基本法第13条に基づき、令和2年8月に「秋田市国土強靱化地域計画」を策定している。

本計画では、いかなる大規模自然災害が発生しても、「人命の保護が最大限図られる」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「市民の財産および公共施設に係る被害が最小化される」、「迅速に復旧復興がなされる」の基本目標のもと、「起きてはならない最悪の事態」を具体的に想定し、その脆弱性を評価した上で、市が取り組むべき推進方針を整理し、各施策の推進を図っている。

③ 総合防災訓練等の実施

市と防災関係機関、ライフライン事業者、地域住民等との連携を重視した総合防災訓練をはじめ、津波避難訓練、土砂災害避難訓練を毎年1回、各地域を巡回する形で実施している。特に総合防災訓練において令和2年度は、「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止のため、感染症を踏まえた避難所の開設運営に限定して実施する等、中央防災会議が毎年定める「総合防災訓練大綱」に基づき、その時宜の特性に応じた訓練に留意して実施している。

④ 防災に関する情報提供

秋田市の策定する洪水・土砂災害・津波ハザードマップのほか、秋田市地域防災計画、秋田市国土強靱化地域計画、秋田市水防計画、秋田市津波避難計画等について市のホームページで公開しているほか、地震、津波、風水害、土砂災害に対する「防災の備え」として、啓発に資する情報提供を行っている。

⑤ 災害備蓄品（災害対策緊急救援物資）

秋田県との共同備蓄計画および秋田市地域防災計画に基づき、災害により避難所等に避難した市民が必要最小限の生活を行うための物資を備蓄している。

共同備蓄計画による備蓄目標は、想定される最大被害の地震が発生した際の避難者数（県全体で約14万人）の3日分としており、その備蓄割合は、公的備蓄（県と市町村）で3分の1、流通備蓄で3分の1、市民等の備蓄で3分の1としている。

秋田市の主な備蓄品は、食糧品等（パン缶、アルファ化米、お粥、飲料水、粉ミルク）、防寒用品（毛布、石油ストーブ）、衛生用品等（簡易トイレ、排便処理袋、トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品、タオル、石けん、マスク）、発電器材等（発電機、投光器、コードリール、燃料タンク）、簡易間仕切り、カセットコンロ等であり、共同備蓄の目標数を満たしている。

物資が不足する場合や備蓄品以外の物資が必要となった場合は、県内外の各市町村や災害協定を締結している各事業者等へ協力を求めることとしている。

また、市民等の備蓄で3分の1を確保する考え方から、家庭内備蓄や各事業者による備蓄について周知を図っている。

【2】秋田商工会議所の取組

① 事業者BCPに関する国の施策の周知

小冊子やリーフレットを常議員会など各種会議や事業所巡回訪問などで配布・説明するなど、BCPの必要性や施策活用について情報発信を行っている。

② 事業者BCP策定セミナーの開催

独自で実施したことはないが、損害保険会社等が主催するBCP関連セミナーを後援し、ホームページやメルマガ等で小規模事業者に広くPRし、近年の自然災害リスクの高まりとコロナ禍におけるBCP策定の重要性について周知を行っている。

③ 損害保険への加入促進

日本商工会議所では、ビジネス総合保険、業務災害補償プラン、情報漏えい賠償責任保険、休業補償プラン等について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。さらに秋田県火災共済協同組合等と連携し火災共済の普及・加入促進を行っている。

④ 防災備蓄品

食糧品（飲料水ほか）、防寒用品（石油ストーブ・灯油）、衛生用品等（簡易トイレ、タオル、マスク、消毒液ほか）、防水シート、電池式照明器具、携帯ラジオ、スコップ、などをそれぞれ備蓄している。

⑤ 防災訓練への参加

当所が入居している秋田県商工会館では、定期的に管内入居団体が参加して避難訓練を行っていたものの、近年は消防設備等の各種点検報告の実施のみとなっていた。令和2年に避難訓練を再開し、今後は個々の防災への意識付けと防災設備を確認するため定期的に実施していく。

【3】河辺雄和商工会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策等の周知

これまで国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」や「事業継続力強化計画認定制度」、県の「BCPを策定しよう」等の小冊子・リーフレット等により、小規模事業者への配布・周知を行ったのはじめ、秋田県商工会連合会「リスク管理チェックシート」をもとにしたヒアリングにより、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。また、事務所内に、「秋田市ハザードマップ」を配置し、来会事業者等に広く啓発を行っている。

② 事業者BCP策定セミナーの開催

関係機関や損保会社等が主催する危機管理やBCP関連セミナーについて、小規模事業者への周知を行っている。

③ 損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震などの財産のリスクを始めとして、休業、労災事故、賠償責任などに備える損害保険等について秋田県商工会連合会の「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。

④ 防災備蓄品

防寒用品等（石油ストーブ・灯油）、衛生用品等（除菌スプレー、軍手、ゴミ袋）、LEDライト、乾電池、工具類などをそれぞれ備蓄している。

II 課題

秋田市における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

（1）小規模事業者のBCP策定が進んでいない

管内事業所のうち、BCPを策定している事業所は比較的経営規模が大きい事業所・支店、フランチャイズに加盟しているコンビニエンスストア等が多く、各業種でも一部の事業所に限られており、小規模事業者のほとんどは策定していないのが現状である。

従って、事業所BCPの策定に関する全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、これらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。

（2）策定支援のスキル不足

当商工会議所・商工会の現状においては、自然災害が発生した後の被害状況等の報告にとどまっており、秋田市との具体的な協力体制が確立されていない。

また、平時におけるBCPの策定支援や緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいないほか、災害に対するリスクファイナンスとしての保険・共済に対する助言を行える経営指導員等の職員が不足している。このため、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

（3）応急対策に関する市や商工団体の連携体制が整っていない

それぞれの業務継続計画に従って事前対策や応急対策を行うことになっているが、3者の連携・協力体制が確立されていないため、広域に状況を捉えられない。

(4) 感染症対策の徹底

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

Ⅲ 目標

- (1) 自然災害や感染症のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。
- (2) 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当商工会議所・商工会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- (3) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年(2021年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

秋田市、秋田商工会議所並びに河辺雄和商工会(以下3者という)の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回指導時などに、管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性や取組の推進、効果的な訓練等について指導・助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、感染拡大防止策や国・県・市の支援施策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会議所・商工会自身の事業継続計画の作成

(秋田商工会議所)

平成29年11月に秋田商工会議所災害時対応マニュアル・事業継続計画(BCP)を作成。
また、新型コロナウイルス感染症への対応について令和2年6月に規程を定めた。(別添)

(河辺雄和商工会)

令和2年12月に商工会事業継続計画を作成した。(別添)

3) 関係団体等との連携

- ・連携する損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。

4) フォローアップ

- ・管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を確認し、助言等の支援を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度7の地震）が発生したと仮定し、本市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

災害発生時は、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

3者それぞれのBCPに従い安否確認を行う。

安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
秋田市産業振興部 商工貿易振興課	○職員：発災後1時間以内に産業振興部緊急連絡網で確認（秋田市業務継続計画 第4 発災時の対応と参集）
秋田商工会議所	○職員：発災後1時間以内に災害時安否確認システム「め組」で安否確認メールにて確認 ○正副会頭：災害本部対策本部設置後、電話、携帯電話・メール、自宅電話のいずれかで確認 ○常議員：災害本部対策本部設置後、電話・メールにて確認 ○議員：翌日以降、電話・メールにて確認 ○会員：翌日以降、議員を通じ近隣の事業所の状況および巡回訪問にて確認
河辺雄和商工会	○職員：発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 ○三役：3時間以内に携帯電話・メールにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：翌日以降、役員を通じ地区ごとの会員安否を確認、及び巡回訪問等により確認

※新型コロナウイルス感染症への対応

- ・国内感染者発生後は、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・役職員および来館者が感染した場合には、秋田市保健所の指示に従い対応する。

■安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、3者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおりとし、連絡方法については、事務局の固定電話または個人の携帯電話とする。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
秋田市商工貿易振興課	課長	課長補佐	秋田県産業政策課
秋田商工会議所	事務局長	総務企画部長	秋田市商工貿易振興課
河辺雄和商工会	事務局長	副事務局長	秋田市商工貿易振興課

2) 応急対策の方針決定

- ・3者それぞれが役職員の安否確認や大まかな被害状況等を把握・共有し、発災状況や災害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

○被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

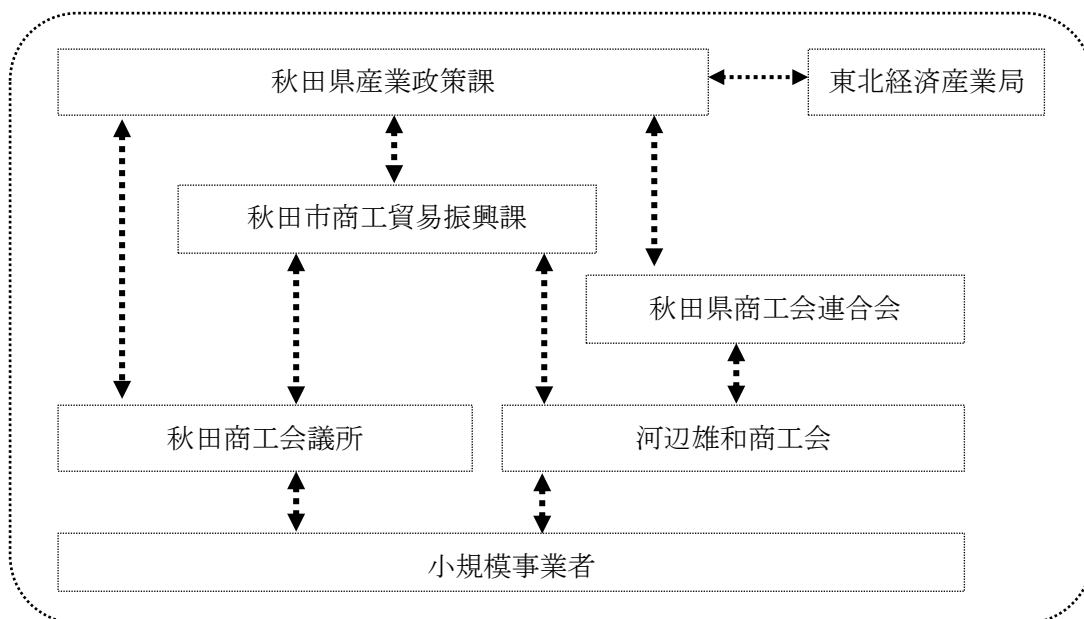
○本計画により、3者間で以下の間隔で被害情報等を共有する。

なお、情報を共有する期間は、災害の規模および被害状況を踏まえ、必要に応じて対応するものとする。

発災後～1週間以内	1日に3回共有する
2週間以内	1日に2回共有する
1ヶ月以内	1日に1回共有する
1ヶ月経過後	2日に1回共有する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、管内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・3者は、二次被害を防止するため、被災地域での活動について事前に取り決める。
- ・3者は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・3者間で共有した情報は、秋田県の指定する方法にて、秋田市などから秋田県へ報告する。



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・3者で協議し、緊急相談窓口を開設する。
また、国や県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全が確認された場所に緊急（特別）相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

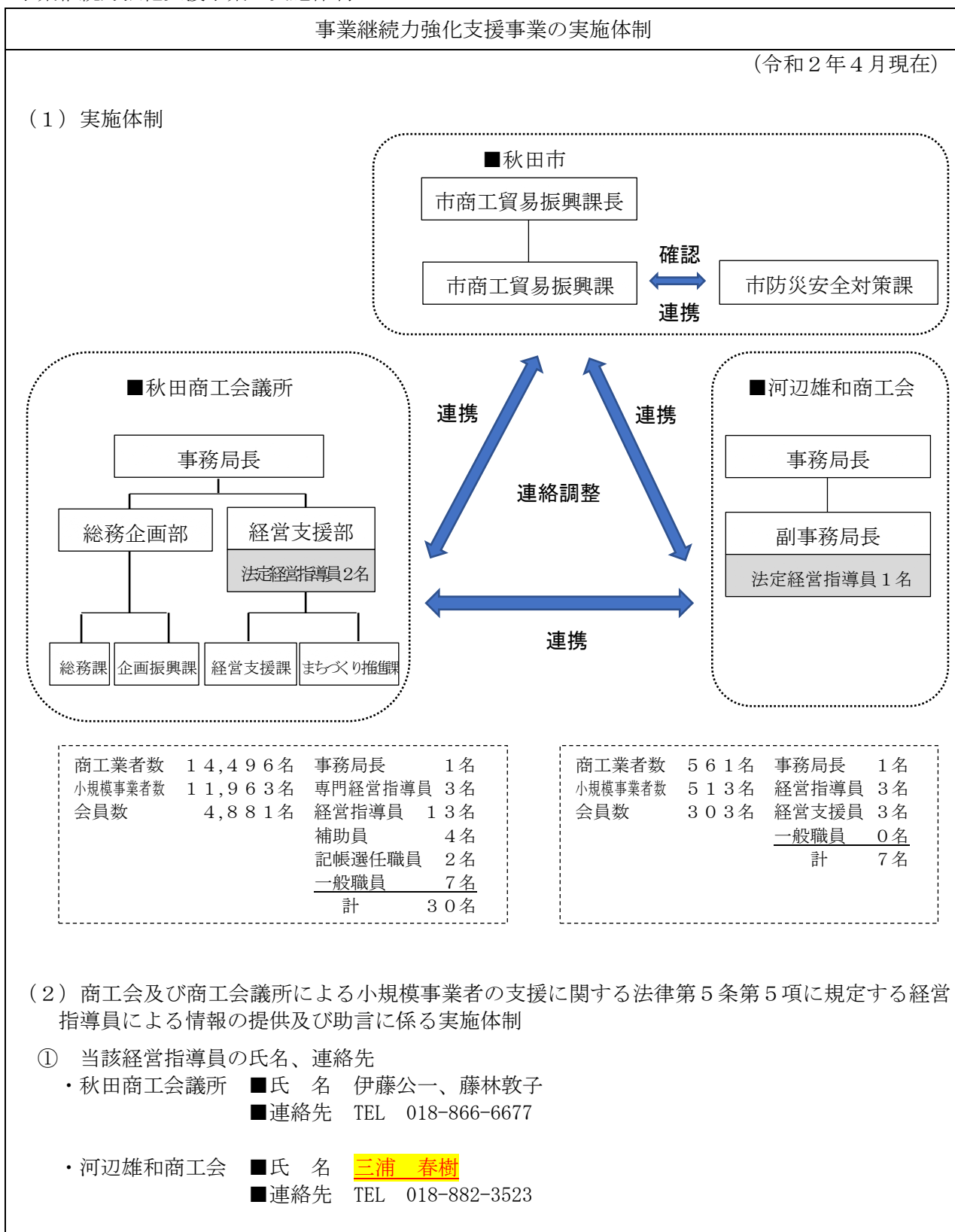
＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・秋田県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣等を秋田県等に相談する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

商工会議所、商工会の各法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ、事業所BCPの作成支援等の進捗状況を管理し、進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導および助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年1回、3者による計画の進捗確認や改善点のフォローアップを行う。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

・秋田商工会議所

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号

TEL 018-863-4141 FAX 018-862-2101

info@akitacci.or.jp

・河辺雄和商工会

〒019-2601 秋田県秋田市河辺和田字上中野176番地3

TEL 018-882-3523 FAX 018-882-3774

kawabeyuwa@skr-akita.or.jp

② 関係市町村

・秋田市役所 産業振興部 商工貿易振興課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL018-888-5728 FAX018-888-5727

ro-inpr@city.akita.lg.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
BCP作成セミナー開催費	50	50	50	50	50

調達方法
会費収入、事業収入等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
1. あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 秋田支店 秋田市山王2-1-43 秋田支店長 鶴丸 宗久	
2. 損害保険ジャパン株式会社 秋田支店 秋田市大町3-3-15ユニバース秋田ビル2F 秋田支店長 岡田 淳	
3. 東京海上日動火災保険株式会社 秋田支店 秋田市中通2-5-21 秋田支店長 小沼 広史	
4. 三井住友海上火災保険株式会社 秋田支店 秋田市山王2-1-43 秋田支店長 村橋 弘人	
連携して実施する事業の内容	
1. ①BCP策定セミナーの開催 ②BCP関連の損害保険の周知 ③防災・減災対策に関するアンケート調査の実施	
2. ①小規模事業者のBCP策定支援 ②公的支援施策の周知	
連携して事業を実施する者の役割	
1. ①セミナーの企画・運営、講師の派遣 ②損害保険加入に関する相談、加入勧奨 ③管内企業の巡回とアンケート調査票の回収 ※損害保険会社が事業実施に協力することで、専門家からBCPおよびリスクファイナンスとしての保険・共済に対する正確な情報と重要性を事業者認識してもらう機会が得られる。	
2. ①BCP策定に関する専門家個別相談 ②小規模事業者に役立つ施策等の最新情報の提供 ※損害保険会社の持つBCPの策定支援や緊急時の対応に関する専門知識やノウハウの活用と災害に対するより専門的な助言が受けられる。	
連携体制図等	